

議案第 2 2 号

豊橋市指定有形文化財等の指定について

豊橋市文化財保護条例（昭和 3 1 年豊橋市条例第 2 3 号）第 4 条の規定により、下記の文化財を豊橋市指定有形文化財等に指定するものとする。

令和 6 年 5 月 2 9 日

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正泰

記

1. 豊橋市指定有形文化財（1 件）の指定

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
よしだじんじゃ ばぐ くら あぶみ 吉田神社の馬具（鞍・鐙） つきたり ばぐ いっかつ 附 馬具一括	ぐ くら せ 13具（鞍 6 背・ あぶみ そう 鐙 7 双） つきたり ばぐ いっかつ 附 馬具一括	豊橋市関屋町 2 番地 （吉田神社）	宗教法人吉田神社 代表役員 水谷雅則